

体罰なんかいらない！

～笑顔と信頼にあふれる学校づくりのために～

【体罰根絶に向けたメッセージ】

『気付かせて、辛抱強く待つ忍耐力が、指導者には必要』

千葉県における体罰事故は、自分の怒りにまかせて体罰を行ってしまう例が多いように感じています。特に部活動指導において、未だに力で押さえつける指導が見られることは残念です。

部活動の指導は、教育活動の一環として、「人格の完成」を目指すものであり、技術的な能力を伸ばすことだけでなく、規律を守る態度、協調性、集中力、あきらめない気持ちを身につけさせる等の「人としてあるべき姿」を養うことが大切だと思います。自分自身も、部活動の先生から、情熱や愛情あふれる指導を受け、今、歩んでいる人生の土台となる貴重な経験をさせてもらいました。

プロの世界に入って気が付いたことは、プロの指導者は、知識及び経験が豊富であり、言葉で理屈、理論を的確に選手に伝えます。また、その指導のとおりやってみると、必ず結果が付いてくるので、選手は、指導者を自然と信頼するようになります。もちろん、体罰なんてありませんでした。

優秀な指導者とは、児童生徒のちょっとした変化を見逃さず、さりげない声かけ、気配りができる人ではないでしょうか。教員として、児童生徒の想いを理解し、目標を持たせ、自らの課題に対して自ら行動を起こすように指導できれば、児童生徒は、無限の可能性を發揮するのではないのでしょうか。言葉で忍耐強く指導してください。

京谷和幸（千葉県教育委員会委員） 道徳教材「青春のホイール」のモデルです。

平成3年 Jリーグのジェフユナイテッド市原とプロ契約（プロサッカー選手）

平成5年 交通事故により引退、翌年から車椅子バスケットボール開始

シドニー、アテネ、北京、ロンドンと4大会連続でパラリンピック出場



『何故、怒る』

『体罰ではなく指導である』と、体罰を非難された人は云いますが、結果は指導目的でありながら、単なる暴力・傷害になってしまいます。何故、体罰になるほど「怒るのか」……？

「恐いから従う」「恐いから必死になる」「相手よりベンチを恐くする」等、威圧・恐怖感による指導の「てっとり早さ」に頼ってしまうことはありませんか。「口答えした」「云うとおりにしない・できない」「情けない」「ぶざま」など、指導者のエゴから感情に走り、指導者の不満のはけ口になってはいませんか。威圧・恐怖感による指導は、児童生徒の自主性・意欲を阻害してしまいます。指導者が感情的になると、その指導は、児童生徒を誹謗・中傷するものとなり、適切な指導どころか『劣等感』を与えてしまうのではないのでしょうか。

私は、大会・練習試合で負けた時は、その場で生徒を指導しないようにしています。自分自身も興奮状態にあり、自分本位の考えが強くなり冷静な判断ができなくなってしまうからです。時には瞬時の指導も必要だと思いますが、我を忘れて話すリスクの大きさより、『時間を空けて冷静に分析し、指導するメリット』の方が遙かに大きいと確信しています。

今の子供達だからこそ、時間と手間をかけ、「何故、怒られるのか」、「何故、そうしなければいけないのか」を理解させ、生徒自らが考えて実践できる指導が必要なのではないのでしょうか。『怒る』から『叱る』へ、指導を転換させていきましょう。

所正孝（千葉県立安房高等学校教諭、剣道部顧問）（剣道教士七段）

平成22年全国優勝三冠（選抜・総体・国体少年男女）

平成23年全国高校総体3位、平成17年全国高校総体優勝

平成12年全国選抜優勝、平成9年全国選抜3位、平成8年全国総体3位、

平成3年全国総体準優勝、関東優勝7回、準優勝6回、3位7回



『選手と共に』

私は現役時代、海外遠征や海外合宿をとおり、多くの海外の指導者や選手と交流を持つことができました。そこで出会った指導者達は、単なる技術の追求や勝利至上主義ではなく、コミュニケーションを大切に、選手の適性・性格や考えを把握した上で、選手の能力を、最大限に引き出そうとする姿勢で指導にあたっていました。選手も自らの考えを指導者に伝えながらコミュニケーションを図り、指導者と共に練習のポイントや技術の習得を模索していました。また、選手と指導者は、お互い信頼しあい、一体となって目標達成に向かっていたので、体罰など存在するはずがありませんでした。

私は、これまでの経験をとおりして、思いやりの心・努力の大切さを身につけた、簡単に諦めることのない強い精神力をもつ選手の育成に努めたいと考えています。そのためにも、結果だけを求めるのではなく、選手の適性を見極め、何事にも意欲的に取り組む力・自らの考えを自らの言葉で発信できる力を育て、選手との信頼関係を大切にしながら、適切な指示を心がけ、選手の力を最大限に引き出す指導を実践していきたいと考えています。今後も指導者として、選手と肩を並べ、選手と共に成長していきたいと思っています。

秋葉麻帆（千葉県立幕張総合高等学校教諭、陸上競技部顧問）

アテネオリンピック 女子走幅跳出場

（旧姓：花岡）

世界陸上競技選手権大会出場（2回）

三段跳日本記録保持（14m04cm）、走幅跳日本歴代2位（6m82cm）



STOP! 体罰

平成26年9月
千葉県教育委員会

指導力の向上!

刑事上の責任

「体罰」は、子どもにけがをさせてしまえば、刑法第204条の「傷害」、けががなくとも、同法第208条の「暴行」にあたることもあり、懲役又は罰金等に処せられます。仮に、禁固刑以上の刑罰を受ければ、地方公務員としての身分を失います。(地方公務員法第28条)

一般社会で、他人を殴ることのないあなたが、なぜ、自分の教え子には、手を振り上げることができるのでしょうか。



民事上の責任

体罰によりけがを負わせてしまえば、加害者が治療費や慰謝料等の損害賠償責任を負うこととなります。(民法第709条、710条) 県が賠償した場合でも、教員個人に求償することがあります。(国家賠償法第1条)

仮に、後遺症等が残れば、単なる金銭的補償だけでは済まされない大きな問題を、子ども及びその家族に一生背負わせてしまうととも、自分の家族も不幸にしていまいます。



一生消えない後悔

【体罰を起こした教職員の反省】

- ・体罰が許されるものではないと自覚をしていましたが、心のどこかに生徒との信頼関係があれば「これくらいなら許される。」という甘い考えがありました。また、自分が赴任してから部活動の実績・結果が出ずに焦りがあったことも確かでした。生徒の考えや気持ちを汲み取らない一方的な指導は、生徒の心に届かないだけでなく、憎しみや無力感が生まれなかったんだと、今は実感しています。
- ・教職員の言動により、生徒を屈辱的な気持ちにさせることも体罰に当たるとは考えていませんでした。生徒から体罰によって無理やり引き出した「すみません。」という言葉を書いて満足感していたのだと思います。今は、体罰や厳しい指導をしなくても、生徒はきちんと話を聞いてくれています。もっと早く気が付くべきでした。

県教委 懲戒処分

体罰や不適切な指導は「懲戒処分の指針」に基づき、傷害の程度等を考慮し、**免職・停職・減給・戒告**の懲戒処分等の対象となります。(侮辱的な言動を含む)

教職員が懲戒処分を受けると、昇給の号給数や勤続手当の成績率が標準より減額されます。なお、懲戒免職になると、退職手当は支給されません。また、教員免許状が失効・取上げられることもあります。

「体罰の教諭を県教委処分」といった新聞記事が出ることは、教育活動において最も大切な教職員と児童生徒、保護者及び地域社会との信頼関係を崩すことになり、それまで地道に積み重ねた各学校の教育実践が一瞬で水泡に帰すこととなります。

また、体罰は、力による解決への志向を助長させることとなり、いじめ等の連鎖を生む恐れがあります。

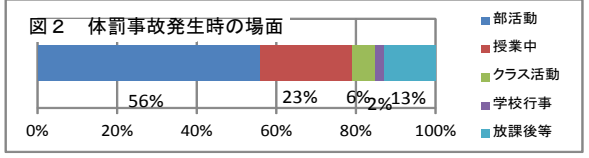
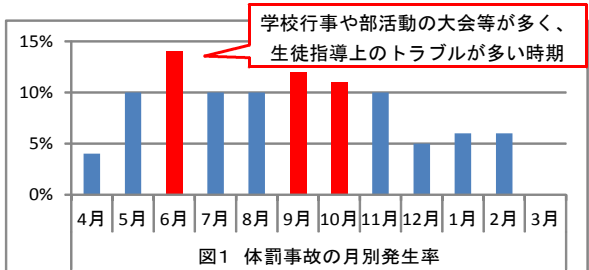
行政処分

教育活動への信頼

学校が安心できる場であるため、問題行動を起こす児童生徒に対しては、毅然とした対応が必要であり、生徒指導に係る校内体制の整備と必要に応じた懲戒が求められているところです。

しかしながら、最近の体罰事故では、「反抗的な態度につきカッとなって」、「成果をあげようと焦って」といったことを理由に、冷静さを失った教員が力を誇示しようとして、短絡的かつ執拗に行為に及んでいるケースが見られます。

発生については、図1のとおり教育活動に力を入れる時期に比較的多く発生し、発生場面としては、図2のとおり部活動中及び授業中が大半を占めています。なお、文化系の部活動においても体罰が行われることがあります。被処分者の傾向は、全体の97%が男性で、校種別では、中学校及び高等学校が多くなっています。



(H19年度からH25年度の体罰による懲戒処分等から集計)

■先生に対して歯向かうとは何事だ!
 ■あのいい加減な態度、許せない!
 ■これまで目をかけてやってきたのに!
 ■何度言ったらわかるんだ!

※あなたが、子どもに対して怒りを感じた場合、子どもの言動の原因がどこにあるかを考え、感情をコントロールする必要があります。

- (1)自分の気持ちを表現する際に、相手の気持ちに共感できるよう、相手の感情を押し量ろう。
- (2)自分が怒ったらどうなるか記録しよう。
- (3)怒りに対するセルフコントロールの手段を身につけよう。(深呼吸、ドンマイと唱える等)

怒りは誰にでもある感情です。怒りの感情に振り回されずに、冷静に対処することが大切です。